

第三条 介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この条において「指定介護予防支援事業者」という。）であつて、同法第八条の第十八項に規定する介護予防支援を行うものに係る改正法附則第十三条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定介護予防支援事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

一 当該申出に係る指定介護予防支援事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 改正法附則第十三条本文に係る指定を不要とする旨

（改正法附則第二十條第一項ただし書の規定による申出）

第四条 改正法附則第二十條第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者」という。）の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長（他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該申出に係る指定居宅サービスを利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。）に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 改正法附則第二十條第一項本文に係る指定を不要とする旨

2 指定都市又は中核市の区域に所在する事業所に係る申出をする場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは、「指定都市又は中核市の長」とする。

（経過措置）

第五条 改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第二項の規定による交付金については、第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則第八条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「市町村整備計画交付金」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下この条において「旧介護施設整備法」という。）第五条第二項の規定による交付金」と、法第三条第一項とあるのは、「旧介護施設整備法第三条第一項」と、市町村整備計画」とあるのは、「旧介護施設整備法第四条第一項に規定する市町村整備計画」とする。

○国土交通省令第五十六号

道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第六号及び第十三条第一項第二号の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中、第十二条第一項第十号を、第十二条第一項第十一号に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中、第十二条第一項第九号を、第十二条第一項第十号に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中、第十二条第一項第八号を、第十二条第一項第九号に改め、同号を同条第九号とし、

同条第七号中、第十二条第一項第七号を、第十二条第一項第八号に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中、第十二条第一項第六号を、第十二条第一項第七号に改め、同号を同条第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第十二条第一項第六号に規定する無利子貸付けに関する事項

第十九条の次に次の一条を加える。

六 法第十二条第一項第六号の国土交通省令で定める部分

（法第十二条第一項第六号の国土交通省令で定める部分は、専ら ETC 通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定する ETC 通行車をいう。）の通行の用に供することを目的とする高速道路（高速道路株式会社法第一条第二項に規定する高速道路をいう。）の部分とする。

第二十條の次に次の一条を加える。

（特定更新等工事の対象となる施設又は工作物）

第二十條の二 法第十三条第一項第二号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、橋、トンネル、高架の道路、土工及び防護施設とする。

第二十一条中、「第十三条第一項第八号」を、「第十三条第一項第九号」に改める。

第二十二条中、「第十四条第一項第八号」を、「第十四条第一項第九号」に改める。

第二十四条第二号中、「第十三条第一項第七号」を、「第十三条第一項第八号」に改める。

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月三十日）から施行する。

○国土交通省令第五十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中、「企画官」を、「公共用地室並びに企画官、用地企画官及び用地調整官」に改め、同条第一項中、「企画官」を、「公共用地室並びに企画官、用地企画官及び用地調整官それぞれ」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 公共用地室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共用地取得制度に関する調査に関すること。

二 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する指導に関すること（用地調整官の所掌に属するものを除く。）。

三 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

五 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

5 公共用地室に、室長を置く。

第四十二条第六項の次に次の三項を加える。

7 用地企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共用地取得制度に関すること（公共用地室の所掌に属するものを除く。）。

二 直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

8 用地調整官は、命を受けて、直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

9 用地調整官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月三十日）から施行する。

○国土交通省令第五十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中、「企画官」を、「公共用地室並びに企画官、用地企画官及び用地調整官」に改め、同条第一項中、「企画官」を、「公共用地室並びに企画官、用地企画官及び用地調整官それぞれ」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 公共用地室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共用地取得制度に関する調査に関すること。

二 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する指導に関すること（用地調整官の所掌に属するものを除く。）。

三 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

五 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

5 公共用地室に、室長を置く。

第四十二条第六項の次に次の三項を加える。

7 用地企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共用地取得制度に関すること（公共用地室の所掌に属するものを除く。）。

二 直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

8 用地調整官は、命を受けて、直轄事業に必要な公共用地の取得に関する事務に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

9 用地調整官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。